

『武蔵野短期大学キャリア教育報告書』武蔵野短期大学教務部委員会、平成 25 年 10 月  
佐々木隆、伴好彦、八木浩雄、成瀬雄一

はじめに, p.2

第 1 章 建学の精神と職業意識, pp.3-6

第 2 章 教育方針と人材養成, pp.7-8

第 3 章 教養教育と本学の教育課程

1 免許・資格上の教養とは, pp.9-11

2 教養とは, pp.11-12

3 言語運用能力からコミュニケーション能力へ, pp.12-17

4 「新しい時代における教養教育の在り方について」, pp.17-19

5 改正教育基本法, pp.19-20

第 4 章 本学の教育課程と「建学の精神」との関係, pp.21-23

第 5 章 キャリア教育と本学の教育課程

1 学校教育法とキャリア教育, pp.24-26

2 本学のキャリア教育の取組み

(1) 教務部の取組み, pp.26-28

(2) 教科としてのキャリア教育

①情報処理入門, p.28

②教職概論, pp.28-29

③教職・保育実践演習（幼稚園）, pp.29-30

(3) 教科外としてのキャリア教育

①初学者・キャリア講習（ホームルーム）の役割, pp.30-31

②キャリアガイダンス（就職部ガイダンス）, pp.31-32

資料編

各学年・時期における到達目標, p.34

教養教育検討委員会規程, pp.35-36

キャリア教育・教養教育委員会規程, pp.37-38

卒業生に関するデータ, p.39

まとめ, p.40

## はじめに

武蔵野短期大学（以下、本学と略す）は1981年4月に幼児教育学科を設置の上開学し、30年を超える歴史を持つまでになった。20歳で卒業していった多くの学生も今や50歳を超える年齢となり、卒業生の子女が本学に入学する事例や卒業生が活躍する幼稚園や保育所等から求人も寄せられるなど、2世代に亘る係わりを持つまでになった。

1991年に4月には国際教養学科を設置したが、2005年3月に廃止した。国際教養学科は2004年4月に開学した同じ学校法人の武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科へ発展し、本学は現在幼児教育学科だけの単科の短期大学である。

学校法人として100年を超える歴史を有し、短期大学としても30年以上の実績を有するまでになったこと、短期大学設置基準も改正され、大学においてこれまで以上に職業教育、キャリア教育に取り組むようになったこと、第三者評価までの中間的なまとめとして本報告書は「キャリア教育」をどう考えるかをまとめるものである。

大学も「教育」機関である以上、学生の進路についてこれまで以上に積極的に取り組む必要性が生じて来た。それは法律が改正されたからということではなく、一般にいわれる学生の「こども化」や「ゆとり教育」の影響、マニュアル化の弊害、さらにはデジタルツールの発達に伴う弊害として対面によるコミュニケーションを苦手とする学生が多くいること、Twitter, Facebook, Blogなどを利用しているものの、マナー上問題が生じていることは報道等でも周知の通りだ。社会に巣立つにあたり問題解決能力の育成がさらに必要になってきたという現実的な問題がある。

本報告書は学内各部署に細かなデータの提供まで求めることはせず、まずはキャリア教育をどう考えるかといった概念の整理と教務部委員会が教育課程編成の中心を担っていることから教務部委員会としての考え方を整理したものである。

## 第1章 建学の精神と職業意識

本学は1981年4月に武蔵野短期大学幼児教育学科として開学した。その沿革として1991年に武蔵野短期大学国際教養学科が開学（2005年3月廃止）などの経緯もあるが、現在は幼児教育学科単科の短期大学である。学生便覧等で公開している「建学の精神」は以下の通りである。（なお、実際には元号表記であるが、ここでは全体が西暦表記で統一しているため、西暦表記とした）

武蔵野学院は1910年の設立時より、建学の精神「報恩感謝の精神」を他者を理解した上で報恩感謝の精神が生じてくるとの現代的な表現を行い、①異なる他者を理解する精神を尊重し、社会をリードする先進的職業人として自覚のある人材を育成することと定め、教育に専心してきた。

武蔵野短期大学は1981年に開学し、「自覚ある女性たれ」の教育方針を掲げ、②幼児の教育者・保育者としての専門的な知識と能力を持った人材の育成に努めてまいりました。

すなわち、教育を社会との関連において捉え、国際感覚を持ち、いわゆる良妻賢母である前に、③よき社会人として広い視野を持って、自分の目によく事態を認識し、自らの判断で自らの行動を律することのできるような女性の育成を目標としてきたのであります。

少子高齢化を迎え、教育や福祉の果たす役割はますます高まっていることは誰もが認めるところです。特に子育てを巡る社会状況は著しく変化しています。こうした中で幼稚園教諭や保育士の果たす役割も、社会における「子ども」への注目が高まるにつれて大きく、責任あるものへと発展しています。

本学では、他者理解の上に立って「自覚ある女性」の育成と、④幼児の教育、保育者としての専門的な知識と能力を養うと共に、⑤現代の高度情報化社会に対応できるような情報機器活用能力を育成することを目標に、講義・課外活動等すべての教育活動が展開されます。しかも、本学院の教育理念は、⑥単に知識に止まらず、当然実践力を身につけることを目指すものでありますから、知識はすべて生きた知識であり、能力はすべて実際的な能力でなければなりません。

学生がこの本学建学の精神と教育の特色を理解し、他者理解の上に自覚して勉学に力を尽くし、立派に社会に巣立っていくことを期待します。

上記に示した下線①～⑥を再度整理しておきたい。

- ①異なる他者を理解する精神を尊重し、社会をリードする先進的職業人として自覚のある人材を育成
- ②幼児の教育者・保育者としての専門的な知識と能力を持った人材の育成
- ③よき社会人として広い視野を持って、自分の目によく事態を認識し、自らの判断で自らの行動を律することのできるような女性の育成
- ④幼児の教育、保育者としての専門的な知識と能力を養う
- ⑤現代の高度情報化社会に対応できるような情報機器活用能力を育成する
- ⑥単に知識に止まらず、当然実践力を身につけることを目指す

以上の6点を整理したものが本学学則（目的）第1条である。

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神に基づき、人間として真に自覚のある女性を育成することを目的とする。

- (1) 幼児教育に関して実践的能力と深い愛情と使命感をもち信念をもって教育を行える幼稚園教諭を養成する。
- (2) 社会的使命感及び職業的自覚をもち、福祉に対して多様化しつつある社会的要請に精確に対応できる感覚と能力を備えた質の高い保育士を養成する。

本学は学院の創立時の建学の精神「報恩感謝の精神」を時代のニーズに合わせ、他者を理解した上で報恩感謝の精神が生じてくるとの現代的な表現を行い、現在の建学の精神「他者理解」を掲げている。「建学の精神」を社会で実現するため、本学の目的は学則第1条の通り、幼稚園教諭及び保育士の養成が大学の社会的使命である。

また、改正教育基本法の（教育の目標）第2条には以下の通りとなっている。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

この中で注目しなければならないのは第2号に「職業」という用語が追加されたことだ。即ちこれまでは単に「勤労を重んじる態度」と言う表現であったものに、「職業」という用語が入ったことにより、教育の目標に今後の人生を考える上でのキャリア教育として「職業」を扱うことが明確化されたことになる。

幼稚園教諭及び保育士は国の法令や基準に即した免許・資格制度であるため、強い職業意識が必要である。短期大学が職業能力の育成と深く係っていることは短期大学設置基準にも示されている通りである。

短期大学設置基準

（教育課程の編成方針）

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

短期大学設置基準の第5条第2項にもある通り、「職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ことが求められている。本学では職業人としての幼稚園教諭、保育士の養成を使命にしていることから、本学の設置そのものが職業意識向上に関する教育に係っていることになる。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(2011年1月31日)によるキャリア教育の定義は以下の通りである。

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育

本学は幼稚園教諭・保育士養成を目指す教育機関であること、本学の「建学の精神」が「他者理解」であり、学則にも明示されている通り「人間として真に自覚のある女性を育成することを目的とする」ことから、すでにキャリア教育を実践的に取り組んでいることになろう。すなわち、本学における職業教育・キャリア教育は幼稚園教諭・保育士養成の教育内容と直結すると考えている。

本学では入学を希望する学生にも入学試験形態によりアドミッションポリシーをそれぞれ設けているが、その中でも本学が幼稚園教諭・保育士養成を標榜していることを明示している。

#### AO入学試験

従来の学力試験だけでは、はかりきれないコミュニケーションの力や積極的に物事を理解しようとする意欲を評価する。子どもの視点にたって子どもの気持ちを理解・共感できる人材を養成するために、教員との面接を通して行われる試験である。同時に受験生が目的意識を改めて問い直すことにより、入学後により豊かな人間性をもった幼児教育者・保育者を目指すことができる。

#### AO専門高校入学試験

従来の学力試験だけでは、はかりきれないコミュニケーションの力や積極的に物事を理解しようとする意欲を評価する。子どもの視点にたって子どもの気持ちを理解・共感できる人材を養成するために、教員との面接を通して行われる試験である。面接を通じて受験生が目的意識を改めて問い直し、受験生が専門高校で学んだ経験を基盤にすることにより、豊かな人間性を持ち、専門高校で学んだ経験を生かした個性ある幼児教育者・保育者を目指すことができる。

#### AO社会人入学試験

社会人として培った経験をもとに、子どもの視点にたって子どもの気持ちを理解・共感できる人材を選抜する。面接を通して受験生自身の経験や幼児教育者・保育者への明確な目的意識や積極的に物事を理解しようとする意欲を確認する。

#### AO帰国子女入学試験

異なる文化や言語圏の中で生活した経験を生かし、コミュニケーションの中で子どもの気持ちを理解・共感できる生徒を求める試験である。日本語力（面接において、面接官とのコミュニケーション）、作文力（面接用紙においての志望動機等）を通しての思考力、目的意識を確認し、幼児教育者・保育者にふさわしい個性や積極的に物事を理解しようとする意欲なども評価する。

#### 指定校推薦（専門高校を含む）・一般推薦（専門高校を含む）入学試験

高等学校において一定以上の学力を有し、本学の教育方針を理解し、幼児教育者・保育者になるという明確な目標に意欲的に取り組むことのできる生徒を選抜する。高等学校での一定以上の学力を基礎とした上で、課外活動等の実績を有し、面接において目的意識を確認し幼児教育者・保育者にふさわしい個性なども評価する。

#### 一般選抜試験

高等学校までに習得した基礎学力を背景とし、より強い目的意識と子どもの気持ちを理解しようとする感性をもった生徒を求める試験である。学力試験と併せて、小論文を通して思考力、面接において目的意識を確認し、幼児教育者・保育者にふさわしい個性なども評価する。

幼児教育者・保育者になりたいという入学生に対して、本学は教員養成・保育士養成機関として「職業としての幼児教育者・保育者」を強く意識させ、理解させることが責務と考えている。すなわち、職業としての幼児教育者とは幼稚園教諭、職業としての保育者とは保育士を意味することとなる。本学ではアドミッション・ポリシーを踏まえ、入学前オリエンテーションでも武蔵野短期大学附属幼稚園の協力を得て、幼稚園でのオリエンテーションなども実施し、教育現場の実際の見学や実習体験などを行うことによって、職業としての教育者・保育者としての意識を高めるよう努めている。

## 第2章 教育方針と人材養成

大学の教育方針は建学の精神に基づき定めることになる。本学の場合には「他者理解」に基づき4つの教育方針を定めた。目的を達成するために示されるのが方針である。本学学則（目的）第1条に「本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神に基づき、人間として真に自覚のある女性を育成することを目的とする」とあるように、教員・保育士養成を念頭においた教育方針となる。

- ①広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性の育成。
- ②教員・保育士としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼児教育者・保育士の養成。
- ③知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼児教育者・保育士として効果的に発揮できるような実践的・实际的教育の重視。
- ④創意と工夫により幼児教育者・保育士としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度の育成。

4つの教育方針をさらに具体化するために「教育上の理念、目的および養成する人材像」については4つの方針を引き継ぎながら考え方を以下のように明示した。

現代社会は少子高齢化社会と言われ、教育や福祉への関心がますます高まっている時代です。こうした時代では、教育や福祉を社会との関連において捉え、国際感覚をもち、いわゆる良妻賢母である前に、よき社会人として広い視野をもって、自分の目でよく事態を認識し、自らの判断で自らの行動を律することができる女性が求められています。本学科では、「自覚ある女性」の育成と、幼児の教育、保育者としての専門的な知識と能力を養うと共に、時代の要請に応えら得るような人材養成を目指しています。

本学科では「自覚ある女性」の育成と、幼児の教育、保育者としての専門的な知識と能力を養うと共に、時代の要請に応えられるような人材養成を目指しています。

そのため、

- ①広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性を養成すること。
- ②教員・保育士としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼児教育者・保育士の養成すること。
- ③知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼児教育者・保育士として効果的に発揮できるような実践的・实际的教育の重視すること。
- ④創意と工夫により幼児教育者・保育士としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。

等を重視するカリキュラムを編成し、教育や福祉の現場で活躍できる人材の養成を目指しています。

また、知識だけでなく、技能にも力を入れ、その成果を教育実習や保育実習、施設実習等

で実践することになります。

将来の活動の場を教育、福祉の分野を中心に目指す人達の学びの場が、本学科です。

本学の「教育上の理念、目的および養成する人材像」は学生募集等に明示されると共に、入学式等では「建学の精神」と共に式辞、講話等の中で繰り返し語られるところであり、全学生配付の『学生便覧』にも掲載されるとともに、本学ホームページにも公開されているところである。

### 第3章 教養教育と本学の教育課程

キャリア教育を推進するには基礎学力が根底にあることは言うまでもないことだ。大学では一般に基礎科目（教養科目）又は一般教育と専門科目又は専門教育で構成されることが多い。

さらに教員養成及び保育士養成を標榜する本学においては3つの教育課程が一体化したものである。第1に短期大学設置基準に従ったもの。第2に教員養成校として教育職員免許法施行規則等に従い、教員免許状の課程を有するもの。第3に指定保育士養成施設として児童福祉法施行規則及び指定保育士養成施設指定基準等に従ったもの。この3つの教育課程の一体化が有って初めて2年間で短期大学を卒業し、幼稚園教諭2種免許状、保育士証（指定保育士養成施設卒業となり、資格を申請）を手にすることができる。

#### 1 免許・資格取得上の教養とは

教育職員免許法施行規則や児童福祉法施行規則には修得すべきものとしてそれぞれ基礎科目、教養科目を定め、その中で学ぶべき必修要件を明示している。これは免許や資格を取得する上での教養教育を意味することになる。他の科目についての名称は異なるが、いわゆる専門科目の扱いとなる。

##### 教育職員免許法施行規則

第66条の6 免許法 別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法 2単位、体育 2単位、外国語コミュニケーション 2単位及び情報機器の操作 2単位とする。

教育職員免許法が平成10年に改正され、「外国語コミュニケーション 2単位」「情報機器の操作 2単位」が新たに追加された。これは基礎資格と言われる単位の取得条件であり、基礎科目と呼ばれる。保育士の場合には以下の通りである。

##### 児童福祉法施行規則

第6条の2 令第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。  
(3) 厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、厚生労働大臣の定める方法により履修させるものであること。

具体的には児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（抜粋）（厚労告198 平成13年5月23日）に以下のように記載されている。

3 教養科目 10単位以上（うち外国語に関する演習 2単位以上、体育に関する講義及び実技それぞれ1単位、これら以外の科目 6単位以上）

教育職員免許法施行規則では基礎科目、児童福祉法施行規則では教養科目と名付けている。基

礎科目＝教養科目とした場合には以下のような考え方をすることになるが、3つの教育課程を一体化させる上で単に履修の利便性を図るのではなく、その意味合いをきちんととらえておく必要性がある。

日本国憲法	2単位	免許法では必修	児童福祉法施行規則では記載なし
体育	2単位	両者に記載あり	
外国語コミュニケーション	2単位	両者に記載あり	
情報機器の操作	2単位	免許法では必修	児童福祉法施行規則では記載なし

#### ①日本国憲法

教育職員免許法施行規則では「日本国憲法」を基礎科目の必修と定めているが、通称、国民の三大義務は条文の順序で言えば、「普通教育を受けさせる義務、勤労、納税」である。それぞれ日本国憲法に教育（26条）、勤労（第27条）、納税（第30条）となる。では、児童福祉法施行規則では「社会福祉法」「児童福祉法」は何故ここで取り上げられていないのか。それは別表1といういわゆる専門必修科目において「社会福祉」「児童家庭福祉」という科目の中でこれを取り扱うからである。保育士養成課程ではこれは専門科目という扱いである。

#### ②体育

明治期に福澤諭吉の『学問のすすめ』等において広く知られるようになった日本の教育の根幹に「三育主義」がある。これはハーバード・スペンサーに由来するもので「知育・徳育・体育という分類で、人間性を育むものとして考えられている。また、教育基本法の第1条及び第2条にも重要な記述がある。この部分は改正教育基本法の大きな特徴ともいえる部分である。特に下線部は「体育」に直接かかわる部分である。

##### （教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

##### （教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国

を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

心身の健康は人格の完成を目指すにあたり大きな要素のひとつとして考えられている。よき教育者・保育者養成には必要なものだ。

### ③外国語コミュニケーション

教育職員免許法施行規則では「外国語コミュニケーション」、児童福祉法施行規則では「外国語に関する演習」とある。この両者に共通する考え方は「国際化」への対応という考え方だ。コミュニケーション、演習という言葉から「英会話」を連想させるには十分だろう。演習ということから必ずしも英会話でなくてもよいのだろうが、科目設置の趣旨からすれば国際化を体現する英会話の科目配置がふさわしいといことなろう。本学でも現在「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」を配置している。

### ④情報機器の操作

教育職員免許法施行規則では「情報機器の操作」を基礎科目の必修と定めている。これは国際化への対応と同様であるが、平成10年の改正により新たに加わったものであるが、平成12年には森喜朗内閣においてIT革命が提唱されるなど、時流として「情報機器の操作」は修得すべき基礎的技能ということになったと考えてよいだろう。今日、文部科学省ではICT(Information and Communication Technology)を提唱し、厚生労働省の『保育所保育指針』にはITが文言として使用されている。その後、高等学校における「情報科」の設置など見れば疑問に思うものはないだろう。

## 2 教養とは何か

一般に「教養教育」とはどのように捉えられているのであろうか。新村出編『広辞苑』(2008)には「教養教育」の見出し語はないが、「教養」の見出し語があり、それによれば次のように定義されている。

- ① 教え育てること。
- ② (culture イギリス・Bildung ドイツ)学問・芸術などにより人間性。知性を磨き高めること。  
その基礎となる文化的内容・知識・振る舞い方などは時代や民族の文化理念の変遷に応じて異なる。(新村 740)

現在、特に教養として取り上げられているのは「学問・芸術などにより人間性。知性を磨き高めること。その基礎となる文化的内容・知識・振る舞い方など」ということになろう。この定義によれば、いわゆる「教養」には人間形成に係ること、知識等に係る部分があると考えられる。これを学校教育という場に当てはめて考えれば、「人間教育としての教養」と「授業による教養教育」との面に分かれよう。「授業における教養教育」を従来の「人文学」「社会学」「法学」といったような分野に拘ると「時代や民族の文化理念の変遷」に応じた内容に対応できなくなっているのが現状であろう。では、現代における「教養」にとってコアとなるものとは何か。「言語運用能力」

と「情報に関する能力」ではないだろうか。「言語運用能力」とは「母語である国語（日本語に関する読解、表現、プレゼンテーションに関する能力）」と「外国語の運用能力」がある。また、「情報に関する能力」とは高度情報社会の現代に生きるものとしてPCの活用及びインターネットの活用に関する能力」ではないだろうか。特に「言語運用能力」や「コミュニケーション能力」はすべての分野に共通するものであることは言うまでもないことだ。

2000年1月に小渕恵三首相による私的懇談会「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」には「グローバル・リテラシー（国際対話能力）」という考え方が示されている。「グローバル・リテラシー」とは「世界へアクセスする能力」「世界と対話できる能力」である。

この能力の基本は、コンピュータやインターネットといった情報技術を使いこなせることと、国際共通語としての英語を使いこなせることである。

(<http://www.kantei.go.jp/21century/hokukokusyo/1s.html>(2013年8月1日アクセス))

これはまさに21世紀日本の教養といえるのではないだろうか。また、2005年に中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」で示された考え方として「知的基盤社会」も一種教養として捉えてもよいかもしれない。「はじめに」で以下のように記されている。

21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われている。これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を実現し、他者の文化（歴史・宗教・風俗習慣等を広く含む。）を理解・尊重して他者とコミュニケーションをとることのできる力を持った個人を創造することが、今後の教育には強く求められている。また、高等教育においては、先見性・創造性・独創性に富み卓越した人材を輩出することも大きな責務である。( [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335580.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335580.htm))(2013年9月22日アクセス)

### 3 言語運用能力からコミュニケーション能力へ

教育とコミュニケーションを扱った比較的初期のものとして木原健太郎『授業とコミュニケーション』(1963)といった単行本もあるが、ここでは教育辞典を中心に「コミュニケーション」の捉え方を紹介しておきたい。教育は社会からの要請により、様々に変化することは周知の通りである。「学級運営」という考え方は「学級経営」に変わったことと同じように、「言語運用能力」は「実践的コミュニケーション能力」へとその表現や考え方が変わってきた。

辰野千寿編『学習指導用語事典』(1987)には山下直治「教授—学習過程」、渡邊寛治「コミュニケーション重視の指導」を取り上げておきたい。前者にはその説明の中で直接「コミュニケーション」という用語は使用されていないが、「相対的に独立した教授主体の活動と学習主体の活動とが、相互に知的対決を展開する過程であることが意味されている」(山下 64)という表現がある。一方後者は「Ⅶ 学習指導と教科教育」の「9 外国語科」の中で取り扱われている。

伝達重視の指導には、Communicative Approach (CA)とか Communicative Language Teaching と呼ばれる教授法がある。これは、言語によって表れされる意味や、言語によって遂行される機能に重点をおいた syllabus に基づく教授法のことを言う。・・・(中略)・・・ CAによる言語学習が習得する目標とする communicative competence (伝達能力)には、少なくとも文法能力、談話能力社会言語学的能力の三能力が含まれているといえよう。

(渡邊 279)

東洋・奥田真丈・河野重男編代表『学校教育辞典』(1988)には以下のように定義されている。

コミュニケーション(communication)いろいろな記号を用いてメッセージを構成し、それによって知識や意味などを伝達あるいは交換する過程をいうが、コミュニケーション理論が教育の面で適用されたのは、視聴覚教育においてである。・・・(中略)・・・

視聴覚メディアが教師と学習者の間に入って、両者のコミュニケーションの仲立ちすることは、言語中心主義の教育に比べ、教師の教育機能を格段に拡大させ、学習者の学習意欲を増大させる。

教育(教授=学習)の過程をコミュニケーションの過程としてとらえる視点は、教育工学においては更に強化され、教育過程を一つのシステムとしてとらえ、そのシステム全体の効果的、効率的な設計を実践課題とするようになった。(東 168)

岩内亮一・萩原元昭・深谷昌志・本吉修二編『新版教育学用語辞典』(1990)には萩原元昭「コミュニケーション communication」の項目がある。一般的な定義のあとに次のような説明が続いている。

情報量が拡大され、氾濫し、情報の処理が困難な現代では、学校は情報選択の方法の伝達に関して大きな期待がもたれている。(岩内 101)

2000年以降のものを見てみたい。細谷俊夫他編『新教育学大事典』(2000)には阿久津喜弘「コミュニケーションと教育」という見出し顔があり、「コミュニケーションの概念」「教育過程とコミュニケーション」「コミュニケーション分析と教育過程分析」から構成されている。「教育過程とコミュニケーション」には次のように説明されている。

教育過程 educational process は、教育による社会過程や人間形成過程は、あるいは教授・学習過程としてとらえられる。(細谷 292)

今野喜清・新井郁男・児島邦宏編代表『新版学校教育辞典』(2003)には「コミュニケーション」の見出し語はないが、「コミュニケーション能力」の見出し顔がある。説明は「意義」「言語的—非言語的」「課題」の3構成からなるが、「意義」が最も教育に関連した内容である。

コミュニケーションとは情報や意見の相互伝達をいうのが普通である。その「能力」が教育

界で強調されるようになったのは、この10年ほどのことであり、1998年（平成10）年改訂の学習指導要領の国語科において、「伝え合う力」としてのコミュニケーション能力の育成が重視されている。その背景には、最近の子どもの意見伝達・意思疎通の能力が著しく低下しており、社会性・社会的諸能力全般に大きな影響を及ぼしていることが心配されていることがある。（今野 319）

ここでは国語科の学習指導要領にしているが、学習指導要領において「コミュニケーション」が初めて取り上げられたのは、1989年3月に告示された『中学校学習指導要領』及び『高等学校学習指導要領』の「外国語」、「英語」の目標である。

外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解を培う。（『中学校学習指導要領』）

英語を理解し、英語で表現する基礎的な能力を養い、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解を培う。（『高等学校学習指導要領』）

ちなみに最新の『中学校学習指導要領』（2003）は以下の通りである。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

同様に最新の『高等学校学習指導要領』（2003）は以下の通りである。

#### 普通教育

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。

#### 専門教育

英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。

中谷彪・浪本勝年『現代教育用語辞典』（2003）には「コミュニケーション」の見出し語はない。岩内亮一・本吉修二・明石要一編代表『教育学用語辞典[第四版]』（2006）には山下修一「コミュニケーション」の項目では一般的な定義の説明のあと、次のように説明している。

コミュニケーションの定義は多様であるが、単なるやりとりを意味するインタラクション(interaction)と区別して、意図をもった情報伝達過程とみることができる。この場合には、伝達する情報のみならず、誰が、どんな場面で、どのように発信したのかといった背景情報も伝達され、情報の受けても、自分の都合にあわせて取捨選択する。教授・学習過程も、教員と生徒のダイナミックなコミュニケーションの積み重ねとみることができる。(岩内 101)

教育界におけるコミュニケーションは言語科目(英語科、国語科)における実践的なコミュニケーションという教科目の教授内容を反映したものと、人間関係におけるコミュニケーションの二つの意味が存在する。後者は具体的に言えば、教師と学習者と保護者といった人間関係におけるコミュニケーションの意味となろう。もともとは言語運用能力と呼ばれていたものは文法的に正しい言語能力となるが、これがコミュニケーションにとって代わられたのはそこに人間関係を強く意識したからに他ならない。

教員養成・保育士養成の観点から見たコミュニケーションは上記のコミュニケーションとは異なり、2つのことを意識しなければならないだろう。第1に同僚間コミュニケーション。企業で言えば組織コミュニケーション、企業内コミュニケーション。第2に保護者とのコミュニケーションである。入園者や入所者は乳幼児になるため、コミュニケーションというよりも「気づき」が最も重要なキーワードとなろう。教員養成・保育士養成段階では学校内における学生間コミュニケーション、教員コミュニケーションといった対人コミュニケーションが重要となろう。

教員養成校としてみた場合には『幼稚園教育要領』にも目を向けてみれば、該当する一番近いものは「保育内容5領域」のひとつ「言葉」になろう。

## 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

### 1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

### 2 内容

- (1) 先生や友達の話や言葉に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。

- (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/you/nerai.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/nerai.htm))(2013年8月1日アクセス)

『保育所保育指針』ではあまり細かな記載はないが、「保育内容」について以下のような記載がある。

「内容」は、これらのねらいを達成するために、子どもの状況に応じて保育士が適切に行うべき基礎的な事項及び保育士が援助する事項を子どもの発達の側面から示したものである。

内容のうち、子どもが保育所で安定した生活を送るために必要な基礎的な事項、すなわち、生命の保持及び情緒の安定に関わる事項は全年齢について示してあるが、特に、三歳以上児の各年齢の内容においては、これらを「基礎的事項」としてまとめて示してある。また、保育士が援助して子どもが身に付けることが望まれる事項について発達の側面から以下の領域が設けられている。心身の健康に関する領域である「健康」、人との関わりに関する領域である「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域である「環境」、言葉の獲得に関する領域である「言葉」及び感性と表現に関する領域である「表現」の五領域を設定して示してあるが、この五領域は、三歳未満児については、その発達の特性からみて各領域を明確に区分することが困難な面が多いので、五領域に配慮しながら、基礎的な事項とともに一括して示してある。なお、保育は、具体的には子どもの活動を通して展開されるものであるもので、その活動は一つの領域だけに限られるものではなく、領域の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開していくものである。

([http://ba.boo.jp/hoikushishin/hoikuen/vol\\_01.html](http://ba.boo.jp/hoikushishin/hoikuen/vol_01.html)) (2013年8月1日アクセス)

入園児・入所所にとっても「言葉」の修得は自己表現する喜びを知る大きなものとなる。そこから同じく五領域にある「人間関係」の発展につながることを考えると、「コミュニケーション」という概念は、その根底は「言葉」＋「人間関係」によって成り立っていることになり、幼児教育・保育の重要性が浮き彫りにされることになる。

#### 4 「新しい時代における教養教育の在り方について」

2001年2月21日に中央教育審議会より「新しい時代における教養教育の在り方について」(答申)が発表された。そのおもな内容は以下の通りである。

はじめに

第1章 今なぜ「教養」なのか

第2章 新しい時代に求められる教養とは何か

第3章 そのように教養を培っていくのか

第1節 幼・少年期における教養教育

第2節 青年期における教養教育

第3節 成人の教養の涵養

まず「はじめに」の中で注目しておきたい2箇所がある

社会全体の価値観の多様化、体系的な知識よりも断片的な情報が偏重されがちな情報化社会の性格、効率を優先して精神の豊かさを軽視する風潮の広がりなどがこの傾向に拍車をかけたと考えられる。( [http://www.next.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020203a.htm](http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020203a.htm))(2013年8月1日アクセス) (以下同様)

上記を踏まえて上で目指しているのは「新しい時代にふさわしい品格を備えた教養社会の実現」ということになる。

「第1章 今なぜ『教養』なのか」においては「はじめに」を受けて分析とその目指すところが記述されている。

社会全体に漂う目的喪失感や閉塞感の中で、学ぶことの目的意識が見失われ、まじめに勉強したり、自ら進んで努力して何かを身に付けていくことの意義を軽んじる風潮が広がっている。

こうした状況の中で「教養は、個人の人格形成にとって重要であるのみならず、目に見えない社会の基盤でもある」と指摘し、人間教育としての教養のあり方についても触れている。

「第2章 新しい時代に求められる教養とは何か」においては「教養」に関する定義と新しい時代に求められる教養について重視した5つの点を明示している。まず定義については以下の通りである。

教養とは、個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付けるものの見方、考え方、価値観の総体ということができる。

この定義は前述の『広辞苑』の定義と内容的には同様である。強調されている部分は「個人が社会とかかわり」がはっきりと明文化されたことだろう。は重視した5点についてそのポイントを見ておきたい。

- (1) 社会とのかかわりの中で自己を位置付け
- (2) 異なる国や地域の伝統や文化を理解し、お互いに尊重し合うことのできる資質・態度を身に付ける必要がある。世界の人々と外国語での確に意志疎通を図る能力も求められる。
- (3) 倫理的な課題や、環境問題なども含めた科学技術の功罪両面についての正確な理解力や判断力
- (4) 知的活動の基盤となる国語力の育成
- (5) 「修養的教養」。我が国の生活文化や伝統文化の価値を改めて見直す

「第3章 どのように教養を培っていくのか」においては、重視すべき観点として3点を取り上げている。

- (1) 教養とは、本来自発的に身に付けるべきものであり、学ぼうとする意欲が重要である。自発的に学ぼうとする力の基礎には、忍耐力や勤勉性が不可欠である。
- (2) 教養教育は、個人が生涯にわたって新しい知識を獲得し、それを統合していく力を育てることを目指すものでなければならないということである。
- (3) 教養の涵養にとって、異文化との接触が重要な意味を持つということである。

「第2部 青年期における教養教育」の「3 大学における教養教育」注目しておきたい。その中で先ず中心となる考え方は以下の通りである。

専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある。

本来大学で学ぶべきものであるかどうかは別にして、協調性、情報を正しく理解する力、国内でのボランティア活動、インターンシップなどの職業体験なども教養を培う上で重要であると指摘されている。これは教養教育に限らず、教育とは生き方を学ぶこと、人格の完成が根底にあることは周知の通りである。

「(2) 具体的な方策」は特に3つの観点が示されている。

- ◇新しい体系による教養教育のカリキュラムについて
- ◇質の高い授業を実現するための授業内容・方法等の改善
- ◇きめ細やかな指導の推進

これらには具体的に「外国語によるコミュニケーション能力」、「コンピュータによる情報処理能力」「各大学が、学生に和漢洋の古典を中心とした書物等（「グレートブックス」）のリストを提示」「新入生に対し大学での学び方等の導入教育」を明記しているのである。「外国語によるコミュニケーション能力」、「コンピュータによる情報処理能力」については言えば、前述の「グローバル・リテラシー（国際対話能力）」ということになる。

2001年以降の中央教育審議会より「教養」に対する検討等は目立ってはいないが、以降で触れる改正教育基本法で反映されていることは言うまでもないことだ。

## 5 改正教育基本法

教育基本法は2006年12月22日に改正された。教育基本法は日本における教育の根本姿勢を定めるものであり、その中における「教養」の取り扱いについてみてみたい。まず、前文は以下の通りである。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」はまさに「教養教育」の目指すところである。個人と社会の関係を理解するには「公共の精神」は必ず必要なことである。では具体的に（教育の目的）第一条、（教育の目標）第二条（教育の目標）を見てみたい。

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育の目的を達成するための目標には教養が取り上げられている。特に第二条の一には「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とある。教育基本法においても「教養」は重要な位置を占めている。

#### 第4章 本学の教育課程と「建学の精神」との関係

本学の「建学の精神」は「他者理解」であるが、これを実現するための養成する人材像とは以下の通りである。

- ①広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性を養成すること。

なお、本学の教育課程のうち、基礎科目（教養科目）は以下の通りである。

授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態	備考
		必修	選択		
人文	文学	1		2	講義
	音楽	1		2	講義
	美術	1		2	講義
	歴史学	1		2	講義
社会	法学（日本国憲法を含む）	1	2		講義
	政治学	1		2	講義
	日本文化論	1		2	講義
	経済学	1		2	講義
自然	環境科学	1		2	講義
	自然科学概論	2		2	講義
	情報処理入門	1		2	講義
外国語	英会話Ⅰ	1		2	演習
	英会話Ⅱ	2		2	演習
保健体育	体育実技	1		1	実技
	体育理論	1		1	講義
計			2	26	

「建学の精神」に基づく養成する人材「①広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし」は基礎科目（教養科目）を意識させるものである。本学は人文、社会、自然、外国語、保健体育を配置している。特に幼稚園教諭2種免許状及び保育士を取得する場合には、「法学（日本国憲法を含む）」「情報処理入門」「英会話Ⅰ」「体育実技」「体育理論」は法令上の必修科目となる。本学の養成する人材の関係から特に「音図体」（音楽・図工・体育）については重視しているところである。従って、「音楽」「美術」「体育実技」「体育理論」はその基礎となるべきところである。

「建学の精神②・③・④」は直接幼児教育者・保育士養成に係わる内容である。この部分は法

令に従った教育課程を編成している。

専門科目	授業科目の名称	配当年次	卒業		幼免		保資格		幼免+保資格		授業形態	備考
			単位数		単位数		単位数		単位数			
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
教科専門科目	声乐	1	2		2		○2		○2		演習	注 卒業のみの者は、50単位以上取得  注 幼稚園教諭二種免許状のみで卒業する者は、50単位以上取得  教科専門科目より10単位以上取得 教職専門科目より32単位以上取得  △印より1科目2単位以上選択 ※印より2単位以上選択  注 保育士資格のみで卒業する者は、72単位以上取得  ○印より必修を含めて10単位以上選択 ※印より2単位以上選択  ●については保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位必修
	伴奏法Ⅰ	1	2		2		2		2		演習	
	伴奏法Ⅱ	2		2		2		○2		○2	演習	
	幼児音楽	2		2		2		○2		○2	演習	
	図画工作Ⅰ	1	2		2		2		2		演習	
	図画工作Ⅱ	2		2		2		○2		○2	演習	
	幼児美術	2		2		2		○2		○2	演習	
	体育	2	2		2		2		2		演習	
	幼児体育	1		1		1		○1		○1	演習	
	小児保健Ⅰ	1		4		4	4		4		講義	
	小児保健Ⅱ	2		1		1	1		1		演習	
	国語	2		2		△2				△2	講義	
	算数	1		2		△2				△2	講義	
	生活	2		2		△2				△2	講義	
	児童家庭福祉	1		2			2		2		講義	
	子どもの食と栄養	2		2			2		2		演習	
家庭支援論	1		2			2		2		講義		
教職専門科目	教職概論	1		2	2		2		2		講義	
	教育原理	1	2		2		2		2		講義	
	保育原理Ⅰ	1		2		2	2		2		講義	
	保育原理Ⅱ	2		2		2		○2		○2	講義	
	教育心理学	1		2	2			○2	○2		講義	
	発達心理学Ⅰ	1		2		2	2		2		講義	
	発達心理学Ⅱ	2		1		1	1		1		演習	
	児童文化	2		2		2		○2		○2	講義	
	教育史	2		2	2				2		講義	
	臨床心理学（教育相談含む）	2		2	2			○2	○2		講義	
	教育方法	2		2	2				2		講義	
	教育課程総論	2	2		2		2		2		講義	
保育内容総論	2	1		1		1		1		演習		

保育士の必修科目においては法令上、授業形態（講義・演習・実習・実技）が規定されていることもあり、保育士養成課程＋教職課程を中心に教育課程が編成されている。

専門 科目	授業科目の名称	配当 年次	卒業		幼 免		保資格		幼免+保資格		授業 形態	備 考
			単位数		単位数		単位数		単位数			
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
福祉 専門 科目	保育内容研究Ⅰ（健康）	1	1		1		1		1		演習	注 幼稚園教諭二種 免許状+保育士 資格で卒業する 者は、81単位以 上取得  教科専門科目 より10単位以 上取得  教職専門科目 より32単位以 上取得  △印より1科 目2単位以上 選択  ※印より2単 位以上選択
	保育内容研究Ⅱ（人間関係）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅲ（環境）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅳ（言葉）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅴ（表現）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅵ（健康Ⅱ）	2		1		※1		※1		※1	講義	
	保育内容研究Ⅶ（言葉Ⅱ）	2		1		※1		※1		※1	講義	
	保育内容研究Ⅷ（表現Ⅱ）	2		1		※1		※1		※1	講義	
	保育指導論	1		2		※2		※2		※2	講義	
	教職・保育実践演習（幼稚園）	2		2	2		2		2		演習	
	教育実習Ⅰ	1		2	2				2		実習	
	教育実習Ⅱ	2			4				4		実習	
	心身障害児教育Ⅰ	1	2		2		○2		○2		講義	
	心身障害児教育Ⅱ	2		2		2	2		2		演習	
	アジア地域幼児教育実習	2		2						2	実習	
	社会福祉	1					2		2		講義	○印より必修 を含め10単位 以上選択  ●については 保育実習指導 Ⅱ、保育実習 Ⅱあるいは保 育実習指導 Ⅲ、保育実習 Ⅲの組み合わ せて3単位選 択必修
	相談援助	2					1		1		演習	
	社会的養護Ⅰ	1					2		2		講義	
	社会的養護Ⅱ	2						○2		○2	講義	
	社会的養護内容	1					1		1		演習	
	乳児保育Ⅰ	1					2		2		演習	
	乳児保育Ⅱ	2						○2		○2	講義	
	保育相談支援	1					1		1		演習	
	保育実習指導Ⅰ	1・2					2		2		演習	
	保育実習Ⅰ	1・2					4		4		実習	
	保育実習指導Ⅱ	2						●1		●1	演習	
	保育実習Ⅱ	2						●2		●2	実習	
	保育実習指導Ⅲ	2						●1		●1	演習	
保育実習Ⅲ	2						●2		●2	実習		
計			20	58	38	36	53	34	71	34		

## 第5章 キャリア教育の導入

### 1 学校教育法とキャリア教育

本学は設置時より「職業人として自覚ある人材の育成」を重視して来た。1981年4月の開学時には幼稚園教諭の教職課程、1983年4月から保育資格（現在の保育士）の教育課程の設置について国の認定を受けて現在に至っている。2010年3月12日付けで「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」（21文科高第628号）の通知により、2011年4月より同設置基準の改正が行われることが発表された。通知による改正の趣旨は以下の通りである。

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。

その改正趣旨として学生の就職におけるミスマッチなどの社会的背景が大きく影響しており、中央教育審議会でも職業教育や労働観の確立を目指した教育の取り組みが議論され、キャリア教育の導入が謳われることとなった。こうした背景を踏まえての通知である。

ここで大学の役割とは何かを改めて考えておきたい。大学とはどんなところか、何を学ぶところかまず学校教育法を見てみたい。

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

では、一般的にはどのようにとらられているだろうか。「大学とは何か」「大学で何を学ぶか」「大学生とは」といったタイトルの本は沢山あるが、その中のいくつかを取り上げてみたい。浅羽通明『大学で何を何を学ぶか』（1996）では「大学で何を学ぶ」のかを突き詰めていくと就職の話に行き着くと述べている。また、飯田史彦『大学で何をどう学ぶか』（2001）では次のようにある。

大学とは、「自己の本質を発見し、自己を広げたり深めたりすることによって、自己の価値と可能性を高める成長のための機会」である。

すなわち、大学における学生生活は、「試練と悦楽が織り成す万華鏡」であり、その意味

において、まさに「人生の縮図」なのである。(飯田 29)

大学生活が「人生の縮図」であるという表現は極めて興味深い。溝上慎一『大学生の学び・入門』(2006)では大学での学びについて以下のように述べている。

「たしかに大学は勉強だけをやる場所ではないが、勉強をしないでいいところでもない。大学はまずもって勉強をやる場所だ」そう返す。私は勉強を“work”—英語では勉強することを work ともいうではないか!—、すなわち、誰にとっても基本的な日常の仕事だと見なしている。この言に学生、社会人の別はない。これだけ新しい考え方や知識、技術が生み出される時代なのだ。生涯学習とまさによくいったもので、人は生涯にわたって勉強していかなければならないのである。(溝上 v)

また、大学での勉強は将来どのように役立つのかについては次のように述べている。

大学が「問題を発見する力」「行動力・実行力」「つねに新しい知識・経験・学力を身につけようとする力」「論理的に考えられる力」などの抽象的な高次能力を身につけたり、生涯にわたって勉強していく学習習慣を身につけたりする場だ(溝上 39)

ここ数年の経済的な社会情勢等を見ると学生や親から見れば「就職できる大学はいい大学」といった評価につながっていることも見逃せない。大学がなすべき使命とは別に、現実的な周囲からの強い要望も無視できないということだ。しかし、大学の最も重要なことは価値観を築いていくことではないかと考えている。加藤諦三『大学で何を学ぶか』(2009)でも次のようにある。

大学は偏見から脱け出すところである。(略)

価値観の向きを変えるのは、それが一時的なことにせよ、なかなかできることではない。それは自分の立っている基礎をぐらつかせるになるからである。ところが皮肉なことに、この価値を自分自身の中で変更させることがむずかしければむずかしいほど、その人間自身はかえって変更が必要な人間だと言わざるをえない。(加藤 62 - 63)

加藤は『大学で何を学ぶか～自分を発見するキャンパス・ライフ』(1979)をすでに発表し、その後加筆して 2009 年にも出版したのである。

短期大学は 4 年制大学よりも職業への意識が強いのは学校基本法第 108 条に記載されている通りである。

第 108 条 大学は、第 83 条第 1 項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

短期大学の目的自体が「職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」ためである。さらに、本学の場合には教員養成と共に保育士養成を行っているため、「職業に必要な

能力を育成することを主な目的とする」というところに一種特化されることになる。さて、大学と就職を直結して考える見方は、ここ数年特に強まったと思われる。その中でキーワードとなるのは就業力である。学生のうちに身に付けておくべきもの、すなわち「基礎力」の上に就業力をアップさせることとなる。主な「基礎力の類似概念」としては、以下のようなものがある。

- (1) 社会人基礎力（経済産業省）
- (2) 学士力（文部科学省）
- (3) 生きる力（文部科学省）
- (4) 職業的発達にかかわる諸能力（文部科学省）
- (5) キーコンピテンス（OECD）
- (6) 人間力（内閣府）

最近の傾向としてはキャリア教育という用語に統合され各大学でも様々な形態で実施されている。改正教育基本法第2条第2項には「職業及び生活との関連を重視し」と「職業」と言う用語が条文に加わったこと、設置基準の改定という背景が反映されていることになる。

## 2 本学のキャリア教育の取組み

### (1) 教務部の取組み

設置基準の改定を受け、本学では教養教育検討委員会（キャリア教育・教養教育検討委員会）、教務部委員会を中心に、キャリア教育について学内への反映の仕方、考え方の整理を行ってきた。まず、2009年2月21日に教養教育検討準備委員会を立ち上げ、2009年4月1日に教務部委員会内に「教養教育検討委員会」が発足した。検討委員は教務部委員を兼ねているが、授業担当者として基礎科目（教養科目）を担当しているものおり、直接授業に係っていることもあり、検討内容は現実的である。その目的は以下の通りである。

(目的)

第2条 検討委員会は、本学の教養教育の推進に関する企画及び運営を行うとともに、大学における教養教育に関する実践的な研究を行い、必要に応じて大学に対して教養教育推進の提案を図ることを目的とする。

その後、2010年12月4日に「教養教育検討委員会」を発展させて「キャリア教育・教養教育検討委員会」を立ち上げた。その目的は以下の通りである。

(目的)

第2条 検討委員会は、本学のキャリア教育・教養教育の推進に関する企画及び運営を行うとともに、大学におけるキャリア教育・教養教育に関する実践的な研究を行い、必要に応じて大学に対してキャリア教育・教養教育推進の提案を図ることを目的とする。（キャリア教育・教養教育検討委員会規程より）

なお、12月4日の議事内容は以下の通りであった。

1 キャリア教育の在り方について

学内的な検討組織について。現状では新しい組織を作るよりも、現状のもので対応。現在の教務部内の教養教育検討委員会に検討内容を付加し、キャリア教育・教養教育検討委員会としてはどうか。これに伴い教養教育検討委員会規程をキャリア教育・教養教育検討委員会規程へ変更。施行は本日付けとし、組織化。

以降 武蔵野短期大学キャリア教育・教養教育検討委員会

2 キャリア教育及び教養教育の学生等への周知について

『幼児教育学科の履修の手引き』を配布し、ここに記載する。

附録1 教養教育について

附録2 各学年・時期における到達目標

附録3 履修モデル（卒業+幼2免+保育士）

\*中教審等の答申を受け、各学年・時期における到達目標を明示

キャリア教育の本学としての対応

1) 教科 情報処理入門 実社会の教養として

教職概論 教育者・保育者養成の観点から

2) 教科外 オープンホームルーム（初学者講習 時間割組入）

就職ガイダンス（キャリアガイダンス）（時間割組入）

3 『幼児教育学科の履修の手引き』 HPへ掲載

・本年度も掲載済であるが、来年度より学校教育法及び短期大学設置基準の改正に伴い、情報公開の必要性があるため。なお掲載時には『幼児教育学科の履修の手引き』（履修モデルを含む）としたい。

・児童福祉法施行規則の改正に伴い、教育課程が新旧となるため、『履修の手引き』は1年生用のものと2年生用のものとする。

→卒業生のデータと主な就職先は3月中に新しいデータと差し替える。

その後のキャリア教育・教養教育委員会の開催状況とおもな議事内容については以下の通りである。

2011年11月5日

- ・『学生便覧』（平成24年度版）について
- ・次年度担当科目の変更について

- ・キャリア教育の設定

2012年12月1日

- ・平成25年度キャリア教育について  
教職・保育実践演習（幼稚園）をキャリア教育の位置付けへ
- ・教養としての身に付けてもらいたいこと  
ソーシャルネットワーク上のマナーについて

なお、本学ではシラバス等はすべて『学生便覧』に掲載され、全学生に配付されると同時にホームページに全文公開されている。また、『幼児教育学科の履修の手引き』は『学生便覧』に掲載できなかった内容を補足的に成文化し、『学生便覧』同様に全学生に配付され、ホームページに全文公開されている。

また、4月当初のオリエンテーションでは新入生及び2年生に対して、学長講話、教務部、実習部、就職部がそれぞれの立場からキャリア教育、キャリア支援等の本学の方針等を話している。本学が教員養成及び保育士養成を目指していることから、教育実習及び保育実習は重要な位置づけにある。免許・資格取得にとって必須であると共に、現場を体験するインターンシップ的な役割を果たすことになる。教員だけでなく、学生にも目に見える形で本学がキャリア教育に力を入れていることを周知させることが重要である。

## （2）教科としてのキャリア教育

本学が教員養成及び保育士養成を目指しているため、教育課程は法令に従って編成されている。しかし、その中でも3科目については特にキャリア教育推進の観点から重視したい。

### ①情報処理入門

基礎科目（教養科目）としての位置付けであるが、PCやインターネットを利用することは実社会では必須の能力であるため、本学としてはキャリア教育の重点科目として位置付けている。特に重視している点は3点である。第1にWord、Excelの文書作成能力、第2にSNSの利用、第3にSNS利用の際のマナーや倫理観である。特に第3点については報道等でもサービス業においてお客様の来店等について個人の名前を出し、プライバシーを侵害したり、社会的常識に欠けた写真等をSNS上に公開するなど、問題になっているところである。教育養成及び保育士養成を標榜する本学では、子どものプライバシーはもちろんのこと、同僚等についても同様であり、幼児教育者・保育士としての資質にも関わる重要な点として捉えている。なお、第3点については単に授業での扱いに止まるものではなく、先述のホームルーム、キャリアガイダンス等でも取り上げており、より内容の深化を図っている。

### ②教職概論

「教職概論」は教職課程及び保育士養成課程では必修科目の位置付けである。保育士養成課程としては児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の「保育者論」の読替科目として厚生労働省より承認されている。そのシラバスは以下の通りである。

### ③教職・保育実践演習（幼稚園）

「教職・保育実践演習」は教職課程及び保育士養成課程では必修科目の位置付けである「教職概論」が実習前に履修すべき科目であるのに対して、「教職・保育実践演習」は実習後に履修し、卒業前の半期に履修すべき科目として位置付けられている。

### **(3) 教科外としてのキャリア教育**

#### **①初学者・キャリア講習（ホームルーム）の役割**

本学は教員養成及び保育士養成を標榜しているため、これに伴う実習は以下のように実施されている。

1年次 9月上旬	プレ実習（教育実習Ⅰの補完と動機付。附属幼稚園で実施）
1年次 11月中	教育実習Ⅰ
1年次 2月中	保育実習Ⅰ（保育所）
2年次 6月中	教育実習Ⅱ
2年次 7月～8月	保育実習Ⅰ（施設）
2年次 11月中	保育実習Ⅱ（保育所）又は保育実習Ⅲ（施設）

実習は国家資格等の取得に必須のものである。従ってここでは座学で身に付けた知識だけではなく、技能、さらには教育者及び保育士としての資質が問われる重要なものだ。本学の人材養成が教員養成及び保育士養成を目指していることから、特に1年次11月に実施される教育実習Ⅰにどのようにスムーズに入っていけるかが最大の関心事である。このため、9月上旬に附属幼稚園の協力を得て、プレ実習（半日）を実施している。現在、附属幼稚園長は幼稚園長経験者の本学教授が兼任しているため、その連携は密に行われている。

実習についてはそれぞれの科目の中で指導もしているが、立居振舞、言葉遣い、社会的マナー等は授業科目の中では十分に指導しきれぬものでもない。そこで毎週1回、初学者・キャリア講習（ホームルーム）を時間割に組み入れ全学生出席を基本として進めている。4月当初は短大生活に慣れることが主目的になるため、履修科目等の相談、面談等なども実施しながら、5月中旬には箱根研修（3泊4日）を実施し、クラスの結束を図るとともに、保育内容の表現を実践する場を設けている。ここ数年はグループ毎に創作ダンスを創作と発表をしている。幼児教育・保育では音図体の技能表現は特に重要と考えている。

9月以降は実習が特に意識されることから、実習準備の側面的なサポートを行っている。こうした内容が本学の養成する人材と一致するため、キャリア教育として位置付けている。以降、2月には保育実習も実施される。実習日誌は手書きで記入されるため、こうした書き方や日誌に記載の際に使用する漢字なども正確に記載することもキャリア教育の一環として重要である。実際に現場で働くようになれば、連絡帳など保護者とのやりとも出てくることから、手書き文書を安易に考えることはできない。

## ②キャリアガイダンス（就職部ガイダンス）

本学では2年生の前期に教科外（単位は付与していない）の「キャリアガイダンス」を時間割に組み入れ実施している。担当はおもに就職部が主管している。本学が教員養成・保育士養成を標榜していることから、学生の進路希望も90%以上の学生が幼稚園・保育所・施設等を希望し、その希望に沿った就職実績を残している。こうした実態にあったキャリアガイダンスには何が必要であろうか。

短大生は2年間という短い期間の中で幼稚園教諭2種免許状と保育士を取得し、さらに就職活動をし、卒業までに進路を決定するというかなりタイトなスケジュールで過ごすこととなる。教育実習や保育実習はあくまでも授業の一環であるが、この実習が就職につながることも少なくない。これは結果論になるが、実習中の様子が高く評価されてそのまま実習先へ就職ということもあるということだ。現実的な問題として、学生には実習の心構えは授業等で扱うにしても、就職ガイダンスではこうした事例もあるため、実習先での言動はかなり重要となることを学生にも理

解してもらっている。

また、これまでは保育方法等から幼稚園や保育所・施設を学んでいたが、職場としての幼稚園、保育所、施設も考える必要がある。勤務体制や社会保障なども私立と公立では大きく異なる。もちろん、就職までのプロセスも異なるため、一般企業の就職活動の流れとは様相を一変していることを知ることが第1である。一般企業とは異なり、おもに就職活動等の時期が2年生の10月以降に集中している。また、技能を伴う試験を実施されることも多く、普段の授業の成果が求められることも多く、日々の積み重ねが重要となる。最後の実習が2年生の11月中に実施されるため、実習と就職活動の時期が重複することもあり、授業、実習、就職活動をかなり意識して活動させることが重要である。

本学がすでに30年以上の歴史を持ち、地域的にも認知度も高く、これまでのデータもしっかりと整理されている。就職活動報告からどんな面接であったか、どんな試験が実施されたかも記録として蓄積されている。

## 資料編

各学年・時期における到達目標

武蔵野短期大学教養教育検討委員会規程

武蔵野短期大学キャリア教育・教養教育検討委員会規程

卒業生のデータ

### 各学年・時期における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	教養：豊かな感性を通して、社会と個の関係を理解することを目標とする。
		教科：基礎技能（音・図）の基礎を身に付けることを目標とする。
		教職：教職とは何か、教育とは何かといった教員としての社会的使命について理解させることを目標とする。
		保育：保育とは何か、保育・福祉とは何かといった保育士としての社会的使命について理解させることを目標とする。
	後期	教養：豊かな感性を通して、社会と個の関係を理解することを目標とする。
		教科：基礎技能（音）の基礎を身に付けることを目標とする。
2年次	前期	教養：豊かな感性を通して、人間関係の構築の重要性を理解することを目標とする。
		教科：音・図・体の基礎から応用の力を身に付けることを目標とする。
		教職：教育課程・保育内容全般を理解させる共に、教育実習Ⅱの経験を通して幼稚園の在り方や幼児への理解を深めることを目標とする。
		保育：保育課程・保育内容全般を理解させる共に、保育実習Ⅰ（施設）の経験を通して児童福祉施設の在り方や入所者への理解を深めることを目標とする。
	後期	教養：豊かな感性を通して、人間関係の構築の重要性を理解することを目標とする。
		教科：音図体の基礎から応用の力を身に付けることを目標とする。
		教職：教育実習Ⅱでの課題や保育での様々の方法等、幼児教育への理解をさらに深めさせ、子育て支援をする教育者のあるべき姿等を理解させることを目標とする。また、教育者としての資質等について教職・保育実践演習（幼稚園）を通して確認していく。
		保育：保育実習Ⅱ・Ⅲでの課題や保育での様々の方法等、保育や児童福祉への理解をさらに深めさせ、子育て支援をする保育者・児童福祉に従事する者のあるべき姿等を理解させることを目標とする。また、保育者としての資質等について教職・保育実践演習（幼稚園）を通して確認していく。

## 武蔵野短期大学教養教育検討委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、武蔵野短期大学教養教育検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 検討委員会は、本学の教養教育の推進に関する企画及び運営を行うとともに、大学における教養教育に関する実践的な研究を行い、必要に応じて大学に対して教養教育推進の提案を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 検討委員会は、本学教務部委員会の教養教育に関する内容を取り扱う下部組織とする。

### (委員の構成)

第4条 検討委員会の委員は教務部委員が兼任し、教務部委員長を座長とする。なお、必要に応じて学長、学科長及び基礎科目担当教員を招き、検討するものとする。また、教育内容向上のため、前述以外の教職員の出席を要請することができる。

### (検討委員会での検討内容)

第5条 検討委員会は、教務部委員会内で組織することから、検討することが目的であり、その検討内容は教養教育に関するものを中心とする。なお、検討する内容の中心は以下のものとなり、必要において加えるものとする。検討委員会は審議する場ではなく、あくまでも検討等を行う委員会である。

- (1) 本学における教養及び教養教育の定義
- (2) 基礎科目(教養科目)の在り方について
- (3) 基礎科目(教養科目)と専門科目との関連性について
- (4) 音図体(音楽・図工・体育)といった基礎技能について
- (5) その他

### (教授会等への具申について)

第6条 検討委員会での検討の結果、教授会等への具申等が必要となった場合には、教務部委員会で了解された後、学科長に内容を報告する。

### (改正)

第7条 この規程の変更は検討委員会と教務部委員会の構成員の3分の2以上の了解を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 武蔵野短期大学キャリア教育・教養教育検討委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、武蔵野短期大学キャリア教育・教養教育検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 検討委員会は、本学のキャリア教育・教養教育の推進に関する企画及び運営を行うとともに、大学におけるキャリア教育・教養教育に関する実践的な研究を行い、必要に応じて大学に対してキャリア教育・教養教育推進の提案を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 検討委員会は、本学教務部委員会のキャリア教育・教養教育に関する内容を取り扱う下部組織とする。

### (委員の構成)

第4条 検討委員会の委員は教務部委員が兼任し、教務部委員長を座長とする。なお、必要に応じて学長、学科長及び就職部長、基礎科目担当教員を招き、検討するものとする。また、教育内容向上のため、前述以外の教職員の出席を要請することができる。

### (検討委員会での検討内容)

第5条 検討委員会は、教務部委員会内で組織することから、検討することが目的であり、その検討内容はキャリア教育・教養教育に関するものを中心とする。なお、検討する内容の中心は以下のものとなり、必要において加えるものとする。検討委員会は審議する場ではなく、あくまでも検討等を行う委員会である。

- (1) キャリア教育について
- (2) 本学における教養及び教養教育の定義
- (3) 基礎科目(教養科目)の在り方について
- (4) 基礎科目(教養科目)と専門科目との関連性について
- (5) 音図体(音楽・図工・体育)といった基礎技能について
- (6) その他

### (教授会等への具申について)

第6条 検討委員会での検討の結果、教授会等への具申等が必要となった場合には、教務部委員会で了解された後、学科長に内容を報告する。

(改正)

第7条 この規程の変更は検討委員会と教務部委員会の構成員の3分の2以上の了解を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年12月4日から施行する。

卒業生データ（卒業時）

	卒業生	幼2種	保育士	幼2+保	社福主任	幼稚園	保育所・施設
平成18年度	112	112	112	112	—	58	46
平成19年度	113	110	108	108	—	62	38
平成20年度	100	97	94	94	—	52	37
平成21年度	85	85	85	85	85	38	43
平成22年度	51	49	48	47	48	20	24
平成23年度	94	93	92	91	93	48	43
平成24年度	92	90	87	86	92	51	34

幼2種	幼稚園教諭2種免許状取得者
保育士	保育士資格取得者
幼2+保	幼稚園教諭2種免許状取得者+保育士資格取得者
社福主任	社会福祉主事任用資格
幼稚園	幼稚園就職者
保育所・施設	保育所（認証保育所等含む）及び施設就職者

通常、卒業生と就職の関係を見る場合には、いわゆる就職率や就業率といった数字で公開することが主流であるが、本学の就職率（就職希望者に対する内定者の割合）はここ数年 100%を達成している。さらに、本学において幼稚園教諭2種免許状取得者+保育士資格取得者の取得率は92%から95%という非常に高い数字であることがわかる。さらに幼稚園教諭2種免許状取得者+保育士資格取得者のうち、実際に教育・保育の現場に就職した割合は以下の通りである。

	幼2+保	幼稚園	保育所・施設	合計	割合
平成18年度	112	58	46	104	92.9%
平成19年度	108	62	38	100	92.6%
平成20年度	94	52	37	89	94.7%
平成21年度	85	38	43	81	95.3%
平成22年度	47	20	24	44	93.6%
平成23年度	91	48	43	91	100%
平成24年度	86	51	34	85	98.8%

本学の建学の精神、養成する人材像、教育課程、キャリア教育の総合結果は上記の通りとなり、その目的は十分に達せられていると思われる。なお、上記の表はあくまでも幼稚園教諭2種免許状取得者+保育士資格取得者を分母にしているものであるが、実際には幼稚園教諭2種免許状しか取得しないで幼稚園に就職、保育士資格だけしか取得しないで保育所あるいは施設に就職する者ものいるため、実際の比率はさらに高くなる。

## まとめ

本学の教育課程の最大の特徴は教員養成及び保育士養成を同時に行う教育課程であることだ。改正教育基本法にもある通り、「職業」に関する能力の開発が新たに教育の目的に明文化されたが、学校教育法や短期大学設置基準にもある通りそれ以前から、短期大学の位置付けは職業を強く意識した高等教育機関である。

教育職員免許法施行規則や児童福祉法施行規則の改正により教員や保育士の資質、保護者の対応に関する科目等が設置されたことは時代の求めるところであろう。教員免許状は10年毎の教員免許更新講習も法令として義務付けされた。幼稚園と保育所の一体化が叫ばれてはいるが、法令の整備等は依然として進んでいないのが現状である。しかし、待機児童の解消、子育て支援は国の大きな政策のひとつであるため、今後どのような展開となるかはわからないものの、本学が養成する人材像は幼稚園教諭及び保育士養成であることに変わりはない。むしろ、こうした時代であるからこそ、この2つの免許・資格を取得することに大きな意味があると考えている。

本報告書は教務部委員会として、キャリア教育の考え方の整理を目的としているため、詳細なデータは収集しなかった。就職部から発信されているデータを活用し、キャリア教育の終結点として就職状況も確認できた。

大学の学生募集も厳しい時代に入ったが、入口である入試も重要であるが、出口である進路は必ず問われるところである。本学が幼稚園教諭及び保育士養成を標榜している以上、出口である就職先においても幼稚園、保育所・施設への就職が大半を占めているという事実は大きな意味を持つものと考えたい。